

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、約10兆円のストック被害、約2兆6千億円のフロー被害と推計した。

【参考文献】

【参考】約10兆円のストック被害、約2兆6千億円のフロー被害(兵庫県の推計)。[三木徹也「阪神大震災の神戸経済への影響」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所(1995/10),p.39]

> [参考] 震災後10年間における間接被害額は20兆円との推計もある[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.109]

> [参考] 直接被害: 兵庫県9兆8865億円、兵庫県外1200億円、合計10兆65億円。[宮本憲一「第2部 第1章 復興政策の課題と展望」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.47]

> [参考] [神戸新聞朝刊「震災直接被害商工業6兆円」(1997/8/13),p.-]は、次のような神戸大学・豊田利久教授の試算を紹介している。

・商工業の直接被害5兆9270億円
・機会損失など間接被害額は1年間で7兆2270億円

> [参考] [池田清「阪神・淡路大震災における被害実態の検証」『都市問題 Vol.90 No.2』東京市政調査会(1999/1),p.91-103]では、住宅の被害額は兵庫県推計よりも大きかったのではないかと指摘している。

> [参考] これまでに行われた被害額の推計に関して、直接被害としては、国土庁(当時)、兵庫県、関西産業活性化センター、さくら総合研究所、三菱総合研究所及び神戸大学の豊田・河内の推計結果を紹介している。これによると、10兆円前後の推計が多いが、より大きな被害額であった可能性を指摘している。

間接被害額としては、さくら総合研究所と豊田・河内の推計結果を紹介しており、いずれも生産総額で約7兆円強であるが、同時に推計の困難さを指摘している。
[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.107]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

02) 初期の復旧・復興費用の見積もりによって、その後の国の災害対策の基本線が引かれたとされる。

【参考文献】

【引用】被害想定額は1月19日の時点で4.7兆円と見込んでいたが、その日に現地入りした村山総理大臣に、おそらく10兆円を超えると口頭で伝えていた辻寛企画部長の判断にも誤りはなく、その後、これを基準に国の災害対策の基本線が引かれたのである。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.114]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

03) 兵庫県の震災関連事業費は震災直前の普通会計規模の約1.5倍をわずか5年間で支出した計算になり、かなりの財政負担が生じている。

【参考文献】

[引用] 震災関連事業費は復興事業が本格化した平成7年度にピークを迎え1兆円を超えており、普通会計に占める比率も42%と高率である。平成8年度以降もその割合は低下しているものの、平成10年度でも14%以上が震災関連事業に支出されていることがわかる。これらの平成10年度末決算までの累計額は2兆7,395億円を計上し、震災直前の普通会計規模のおよそ1.5倍をわずか5年間で支出した計算になる、かなりの財政負担が生じている。…(中略)…

ここで注目すべき点は、震災関連事業に当てられた一般財源の比率は、多くても20%に満たないことである。一般財源が必ずしも自治体の自由な意思で支出できるというわけではないが、そう仮定すると自治体が震災復興に対して与えられた裁量は20%以下であったと言っても良い。平成8年度における都道府県全体の歳入決算において、地方税だけでも歳入合計の34.6%を占めており、これに地方交付税の16.5%を加えれば一般財源比率は全国的にみれば少なくとも47.5%は確保されているはずである。にもかかわらず、震災復興事業に関してみれば、全国平均を大幅に下回る自主財源比率しかなかったことは注目すべき事実であろう。

[本間正明「震災復興財源の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(復興体制)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.103-104]

>

[引用] (西宮市)

平成6年度から15年度までの震災関連事業の執行額の合計は、約4,301億円にのぼり、その内訳は、災害救助費で320億円、災害復旧で1,142億円、震災復興費で2,839億円となっており、この財源は、国庫支出金が1,717億円、県支出金が94億円の合計1,811億円で、42.1%を占め、その次に借入金である市債が1,668億円、38.8%にものぼっている。

[『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信 安全・安心の実現に向けて』西宮市(2005/3),p.19]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

[05]自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

04) 兵庫県内の復興経済活動規模は14.4兆円と推計されている。

【参考文献】

[引用] 兵庫県、被災市町の財政データからは、10年間の公的な復興事業費だけで総額17兆円に達したとの指摘もあるが、県民経済計算データを用いた推定によると、インフラの復旧・住宅建設・産業復興など復興活動が集中した平成6年度から10年度までの5年間について、平成5年度を上回る県内総需要の上乗せ部分を復興需要と見たとき、その大きさは約7兆7千億円と推定された。ただし、これは付加価値ベースでの推定であり、産出総額に換算すれば、県内の復興経済活動規模は14.4兆円に達していた。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.373]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

[05]自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

05) 復興に要した資金の7割は民間が負担したと推計されている。

【参考文献】

[引用] 復興活動において民間部門によるものが5.3兆円、公的部門によるものが2.4兆円と求められた。ここから復興活動全体に占める公共部門の規模は、およそ31%であると求められる。言い換えれば、復興の初期5年間について、復興に要した資金は7:3の比率で民間と公共部門とが負担したと推定される。…(中略)…従って今後の巨大災害からの復興を考えるにあたっては、こうした民間部門の活動をいかに促進するかということが基本的な政策目標の一つとして掲げられなければならないであろう。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.388]

>

[参考] 復興財政規模や制度に関する各種研究の概要が、[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.118-120]に紹介されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

01. 直接被害額は約10兆円に及んだ。初期に推計された被害額によって、国の災害対策の基本線が引かれた。

【教訓情報詳述】

06) 10兆円の被害に対して、どの程度の復興資金が必要になるのかは明らかにされていない。

【参考文献】

[引用] およそ10兆円という被害に対して、どの程度の復興資金が必要になるのか。このことを明らかにすることは、今後行われる防災投資の効果を予測したり、あるいは今後の災害対応ならびに復旧・復興をファイナンスするための制度を考える上で必要不可欠な作業である。しかしながら、包括的にこれらを計算した試みはほとんどないといってよい。[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.118]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

02. 様々な国からの財政支援措置がはかられたものの、被災自治体では厳しい財政となっている。

【教訓情報詳述】

01) 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行され、激甚災害の補助率アップ、公営企業・民間鉄道等も含めた補助対象の拡大が図られた。

【参考文献】

[参考] 激甚災害の補助率、補助対象の拡大などについては次の文献に詳しい。
[高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.7-8]
[高原剛「震災後の神戸市財政」『都市政策 no.94』(財)神戸都市問題研究所(1998/12),p.32-36]

>

[引用] 被災市街地復興特別措置法によって、被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業については、「事業規模が大きく、仮設住宅の住民が恒久住宅に居住するために必要な復旧の延長線上にある」ことから、財政措置の拡充、補助対象要件の緩和がはかられた。[高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.10-12]

>

[引用] 廃棄物処理については、厚生省・自治体の交渉の末に解体費を含めた全額補助という政府の勇断となった。[高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究

所(1996/4),p.12-13]

>

[参考] 以下の文献では、インフラや産業復興には、不況下で国の景気対策としての財政投入が可能だったという幸運もあったと指摘している。

[林敏彦「3年目に入った産業復興の課題」『都市政策 no.87』(財)神戸都市問題研究所(1997/4),p.6-7]

[叶芳和 編『経済学者による震災復興への提言』日本経済新聞社(1996/1),p.117]

>

[参考] 激甚災害の指定、特別財政援助法等による被災者、被災地方公共団体等に対する財政援助は、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.33-38]にまとめられている。

>

[引用] 新たに「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「特別財政援助法」という)」が制定され三月一日から施行されることとなった。

この法律において、激甚法の特定地方公共団体の要件が緩和され、標準税収入額に占める復旧事業費の地方負担額の割合を激甚法の二分の一を目途として引き下げ、「特定被災地方公共団体」とするとともに、当該財政援助の対象事業を新たに公園、街路、上水道、廃棄物処理施設、環境衛生施設等のライフラインなどの復旧事業費を追加し、併せてこれらの事業費も国庫補助率を向上させることとされた。

この結果、兵庫県を含め一県九市七町が「特定被災地方公共団体」に指定され、激甚法の「特定地方公共団体」とみなされ、手厚い財政支援を受けることができることとなった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.61-62]

>

[参考] 被災自治体への財政支援として、特別財政援助法によるもののほかに、以下のような支援策も講じられた。

- ・災害対策債の充実
- ・特別交付税の充実
- ・歳入欠かん債等の充実

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.62-63]

>

[引用] 国庫補助対象事業について補助災害復旧事業債の発行が認められるものに関しては、地方の負担分の100%が起債の対象となり、しかも元利償還金の95%が普通交付税で措置される。この仕組みは阪神・淡路大震災の特例以前と同様であったが、従来から補助災害復旧事業債の対象であった公共土木施設(河川・道路・港湾等)、農林水産業施設(かんがい排水・農林道等)、公立学校施設、都市施設(街路・公園等)に加えて、社会福祉施設・社会教育施設・廃棄物処理施設・警察・消防等が災害復旧事業債の対象に含められた。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.8]

>

[引用] 国庫補助の対象にならない復旧事業についても、神戸港埠頭公社(岸壁)、阪神高速道路公団、鉄道に対する被災自治体の補助、公営企業の災害復旧事業に対する一般会計からの繰出金が単独災害復旧事業債の対象となった。単独災害復旧事業債の対象となると、従来は元利償還金の28.5~57.0%が普通交付税で措置されることになっていたが、47.5~85.5%が交付税で措置されることになった。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.8]

>

[引用] 特別地方交付税についても被災地に優先配分された。特別地方交付税は、年度当初には盛り込めなかった災害等による財政需要が発生したときに配分されるもので、金額は地方交付税総額の6%と定められている。なお2003年度からは、特別地方交付税としての配分ではなく、普通交付税の配分決定の際に震災関連の財政需要を考慮することによって、普通交付税として措置されることになった。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.9]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

02. 様々な国からの財政支援措置がはかられたものの、被災自治体では厳しい財政となっている。

【教訓情報詳述】

02) 被災自治体は、災害復旧費だけでなく、税収減、公営企業等の事業収支悪化、人口減による交付税減少、国民健康保険等の収入減・支出増など様々な面で厳しい財政となっている。

【参考文献】

[参考] 被災自治体の財政を悪化する要因として、[高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.5]では、次のようなものをあげている。

- 1.膨大な災害復旧費の発生
- 2.震災による税収減と政策的減免の影響で市税収入は25%減(神戸市)。震災前の水準に回復するのは10年後と推計されている。
- 3.予想外支出の発生
- 4.公営企業等の事業収支悪化
- 5.震災による人口減による交付税減少
- 6.国民健康保険等の収入減、支出増

>
[引用]文化財・外国人教育施設、民間公益施設などへの公的援助が渴望される。また、福祉・医療・教育サービスなどソフト面についても、仮設住宅の訪問など、公的職員の臨時的増員による特例人件費補助など見過ごされている課題はあまりにも多すぎる。[高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.13]

>
[引用]「芦屋市震災復興計画」に基づき復興事業に全力で取り組んでいるが、事務事業に要する経費、震災による市税の落ち込み及び恒久的減税等により本市にとって空前の財源不足が見込まれており、このまま推移すると近い将来、財政再建準用団体に転落することも予想される。[『復興へのあゆみ/阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市(2001/3),p.218]

>
[引用]長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。[『阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.191]

>
[参考]被災後の神戸市の財政が危機的状況(平成12年度の起債制限比率が20%超)に陥っていることについて、財政悪化の決定的原因は地域経済の不振を挙げている。[小西砂千夫「神戸市財政の危機的状況と再建策」『月刊「地方財務」第550号』ぎょうせい(2000/3),p.18]

>
[参考]被災後の神戸市の財政状況については、[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.470-471]、[小西砂千夫「神戸市財政の危機的状況と再建策」『月刊「地方財務」第550号』ぎょうせい(2000/3),p.20-29]にまとめられている。

>
[引用]一般会計予算補正額六百億円のうち地方負担額二百三十億円は全額補正予算債が認められることとなったが、一般財源の見込みが立たないなか、元利償還金が将来交付税に参入される起債を活用できたことは大変ありがたかった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.65]

>
[引用]右肩上がりでの財政規模が拡大している時期であれば、震災関連の財政需要も比較的容易にパイの拡大の中で吸収することができたであろう。逆にバブル経済崩壊の影響を引きずり、社会の構造的変化の予感させる経済の長期低迷期に震災が発生したため、兵庫県財政は歳出面で震災関連経費の新規発生、歳入面では震災による減収と景気後退による減収という三重苦にあえいだ。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.74]

>
[引用]県税収入の震災による影響については、平成8年度には税収入が一旦回復していることから、その後の推移については、震災の影響よりも景気変動が主要因と考えられる。…(中略)…市町税収入においても平成9年度には一旦回復していることから、その後の推移は、景気の動向等他の要因によるものと思われる。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.430-431]

>
[引用](西宮市)
震災復興事業のため発行した市債の償還金である公債費の負担は重く、普通会計の一般財源ベースで見ると震災前の平成5年度が79億円であったのに対し、平成14年度が252億円、15年度が259億円、更に償還のピークの16年度が265億円と、震災前の3倍を超える額が当面続き、本市の財政状況を悪化させる一因となっている。これに対し、既に述べたように、起債制度の運用や地方交付税などによる国の支援は受けているが、今後、特別交付税による特段の措置等、更なる財政支援が求められており、引き続き国等に要望を行っているところである。

[『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信 安全・安心の実現に向けて』西宮市(2005/3),p.20]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

[05] 自治体財政

【教訓情報】

02. 様々な国からの財政支援措置がはかられたものの、被災自治体では厳しい財政となっている。

【教訓情報詳述】

03) 事業費から国庫補助等を控除した額は決して小さくなく、その多くは起債で対応しているため、将来の県財政を圧迫することは必至であるという指摘がある。

【参考文献】

【参考】「本間正明『震災復興財源の課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(復興体制)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.102-109]では、事業費から国庫補助等を控除した額(県負担率)は決して小さくなく、少なくとも約25%、平成9,10年度には半分以上の自己負担を強いられている、そしてその多くは起債で対応しているため、将来の県財政を圧迫することは必至であるとしている。また、現行の国による財政支援は、各自治体が個々に負担している災害リスクを国が負担することで、中央政府を通じて地方政府がお互いにリスクを共有(リスクシェア)する機能であると解釈できるが、この機能が十分でなかった可能性が高い。さらに、国の財政支援のほとんどがいわゆる補助金の配分と、起債残高に対して行われる交付税措置であり、実質上特定財源としてその用途が限定されているために、地方政府は本来望む施策の実施が阻害される可能性が存在すると指摘されている。

>

【引用】これまで兵庫県および被災市町が震災関連事業費として支出した累計額(平成6年度～12年度当初)は約7.3兆円、うち県が4.2兆円、神戸市が2.5兆円に達している。これらは各地公体の一般財源のほか、国庫支出金、地方債、分担金・貸付金などの特定財源等さまざまな資金で賄われている。さらに地方債の中には将来の地方交付税見合い分や「震災復興基金」貸付金のように将来一括返済されるため最終的に地公体の負担にはつながらないものも含まれている。これらの情報は開示されていないため、地公体の正確な負担額は不詳であるが、県と神戸市の場合には上記事業費の1/4～1/3程度と推計される。そこで、仮に被災地公体の最終的な負担額を事業費の3割とすると、その金額は2.2兆円となり、12年度予算規模の5割程度に相当することになる。[『管内金融経済レポート第7号/管内における地方財政の変貌と今後の行政の役割 - 民間部門との新たな関係の構築を求めて』日本銀行神戸支店(2000/7),p.-]

>

【引用】震災は、市民の生活支援、公共施設の災害復旧、再開発や区画整理等の復興対策など、本市に巨額の財政需要をもたらした。震災の発生した平成6年度から15年度までの震災関連事業費の累計額は全会計で2兆7,077億円、うち一般会計では2兆507億円に達する。一般会計の財源については、約3分の1が国・県の支出金で、約2分の1の9,815億円が市債である。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.20]

>

【引用】震災関連事業は一般会計で行われたものが4分の3を占め、事業額の急激な膨張は一般財源の不足を引き起こした。このため、財政調整に使用可能な基金を取り崩し、実質収支の赤字拡大を抑制したが、2000年には基金も底をつき、減債基金(地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てるための基金)から一般会計が借入れを行う繰替運用(一時借入)を実施している。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.3]

>

【引用】このたびの震災の被害規模は余りにも甚大でしたから、自治体の財政負担もこれまでの法制度を超えたものになっています。そのため、多くの皆様のご支援により「特別の財政援助及び助成に関する法律」などの法令が改正され、国庫補助率の引き上げ、対象の拡大、地方債の充当率の引き上げ、地方債償還に対する交付税措置の拡充が行われています。

例えば、避難者への食料などの生活必需品などは、通常50%の国庫負担率が80%に、災害対策債の交付税率も57%から95%に上げられています。また、公共施設の災害復旧については、ガレキ処理について50%の国庫補助と残り100%の地方債の充当、元利償還金の95%交付税参入などです。このように、災害に関する経費の財政措置は、通常の事業に比べて手厚く、自治体の負担率は小さいものの、その事業費が余りにも大きいことから、総額としては被災自治体の体力を超える負担を背負うことになっています。

[金芳外城雄『復興10年 神戸の闘い』日本経済新聞社(2004/12),p.197-198]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

02. 様々な国からの財政支援措置がはかられたものの、被災自治体では厳しい財政となっている。

【教訓情報詳述】

04) 北淡町の財政状況については、復興事業に伴って財政規模が拡大し、平成10年度から硬直化が深刻化している。

【参考文献】

【参考】被災後の北淡町の財政状況については、復興事業に伴って財政規模が拡大し、平成10年度から硬直化が深刻化していることが報告されている。[石上泰州「厳しさを増す北淡町の財政状況」『月刊「地方財務」第550号』ぎょうせい(2000/3),p.38-50]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

02. 様々な国からの財政支援措置がはかられたものの、被災自治体では厳しい財政となっている。

【教訓情報詳述】

05) 復興財政は、現状の地方財政制度に特例措置を設けたものであり、制度改革が行われたわけではなかったとの指摘がある。

【参考文献】

【引用】自治体が行う震災関連事業のうち、インフラを中心とした復旧事業については国による手厚い財政措置がとられた。しかし、住宅や生活、産業等の復興事業について地元が要望した震災復興のための予算の特別枠を設けるといった措置が行われることはなかった。地域づくりの一環としての復興は、総合的な取り組みが必要であるにもかかわらず、従来どおりの事業ごとの予算要求方式で実施されることになった。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.9]

>

【引用】復旧・復興財源としては国庫支出金と公債収入がほとんどで、被災自治体が自由に政策運営できる財源ではなかった。復興財政は、現状の地方財政制度に特例措置を設けたものであり、制度改革が行われたわけではなかった。復興政策を現場で担う自治体の財源問題については、新しい制度的枠組みへの議論はほとんどなされていない。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.9]

>

【引用】国庫支出金を通じた特定財源による財政支援は、被災直後の災害救助やインフラの復旧など、その必要性に議論の余地がない場合には機能した。しかし、生活再建や住宅復興など多様な政策目標と手段が考えられる分野においては平時の全国一率の国の事業メニューは機能しない。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.9]

>

【引用】応急・復旧が一段落した後の復興事業は平時の事業と区別がつきにくい面もあり、阪神・淡路大震災においては、予算枠としては配慮されたものの優遇措置は少なく、従来と同様の補助金交付、市債の発行許可とその償還に対する交付税措置という方法で行われた。補助金や市債は充当する事業が限定されるため、被災自治体の政策の自由度が阻害される傾向がみられた。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.12]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、行政改革による効率的財政運営、国からの積極的な支援を求める、次の世代にも負担を求めることで、財源不足への対応を図ることとした。

【参考文献】

【参考】[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.158]によると、兵庫県における財源不足対策の考え方として、以下の3点をバランス良く組み合わせることがあげられている。

- ・行政改革による効率的財政運営
- ・国からの積極的な支援を求める
- ・次の世代にも負担を求める

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)
4-02. 産業・都市の再生
[05] 自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

02) 神戸市では、復旧・復興財源としての公債費率が上昇し、起債制限団体となる恐れのある状況となっている。

【参考文献】

【参考】神戸市では、復旧・復興財源としての公債費率が上昇し、起債制限団体となる恐れのある状況となっている。[舟場正富「地震と地方分権―災害における公共と民間の役割の課題―」『都市政策 no.94』(財)神戸都市問題研究所(1998/12),p.13]

>

【引用】起債制限比率が通常20%を超えると、「一般単独事業債」などの発行が国から制限されるが、98年度決算で同比率が21.4%になった神戸市で、99年度の同事業債の発行が自治省から認められた。

震災による特別事情や、同市による起債発行予定事業の厳選、行財政改善による財政健全化への取り組みなどが考慮された。

[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.403]

>

【引用】返済に充てる公債費が財政を圧迫する度合いを示す「起債制限比率」。昨年秋のデータでは、兵庫県内のワースト九位までを被害の大きかった市町が独占した。

筆頭は神戸市の24%で、過去約二十年で最悪を記録。芦屋市の20%が続く。ともに震災という事情は考慮されているが、新しい起債を一部制限される20%を超えた。

ここ三年ほどの間に、被災自治体の多くが地方債償還のピークを迎える。神戸市の試算では〇四年度、同市の起債制限比率は28%まで跳ね上がる。「経験したことのない数字」(同市財務課)が、目前に迫る。

[神戸新聞記事「市民生活に忍び寄り影」『検証 震災8年 4. 財政危機』(2003/1/16),p.-]

>

【引用】市債残高の急増に伴い、起債制限比率は1998年度に20%を超え、2003年度には25.8%となった。起債制限比率が20%以上になると、原則として一般単独事業に係る地方債の発行が制限を受けるが、神戸市は震災復興事業を早急に進める必要があるため、復興事業の推進に支障が生じない範囲で起債許可制限の緩和が認められている。起債制限比率は2005年度に復興基金への貸付金3,000億円が返済されることから、2004年度がピークとなり、神戸市は2020年度には20%を下回ることを目指している。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.4]

>

【引用】公債費比率(市債の元利償還金が一般財源に占める割合)は、震災前年度の1993年度の19.4%から2002年度には29.9%に急激に悪化している。震災関連事業債の償還は2004年度から本格化するため、公債費償還が今後一層財政上の負担となる。[『災害復興財政の課題』日本総合研究所(2005/1),p.5]

>

【引用】復興債などの地方債発行額の増加は、平成8年度から次第に被災10市10町の公債費の上昇を招き、被災地自治体の起債制限比率は地方債の発行が制限される20%の水準に近づきつつある。このことは、復興財源の確保において、起債による後年度負担の上昇を見込んだ財政措置が必要であったことを意味している。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.373]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)
4-02. 産業・都市の再生
[05] 自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

03) 中長期の財政見通しでは、神戸市で2007年には4000億円の累積赤字に達するものと予想された。

【参考文献】

【引用】中長期の財政見通しでは、神戸市で2007年には4000億円の累積赤字に達するものと予想された。[伊賀隆「財政改善の視点」『都市政策 no.94』(財)神戸都市問題研究所(1998/12),p.24]

>

【引用】神戸市の一般会計財政収支試算では、平成10年度には約2500億円、平成16年度には約6800億

円の累積財源不足が見込まれている。[「潮流」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.107]

>

[引用] 10年後の平成19年には、4066億円の累積累積財源不足が発生することが見込まれる。[高原剛「震災後の神戸市財政」『都市政策 no.94』(財)神戸都市問題研究所(1998/12),p.45]

>

[引用] 北村市長は、芦屋市の十九年復興事業計画に必要な事業費は……(中略)……基金の取り崩しや経常経費の削減、事業費の見直しをしても、なお約四百十億円が不足するという。[外岡 秀俊『地震と社会(下)』みすず書房(1998/7),p.625]

>

[参考] [神戸新聞朝刊「復旧債元金償還が本格化」(1998/5/21),p.-]は、兵庫県がまとめた県内市町の98年度当初予算では、地方債残高が過去最高を記録。災害復旧事業債の元金償還が本格化することから、公債費が前年比で4割増しとなるなど、厳しい財政状況が明らかとなった、と報道。

>

[引用] 芦屋市の見通しでは、二〇〇七年に累積赤字が約二百五十億円になる。震災前に二百十六億円もあった基金を取り崩してきたが、いよいよ底をつき、〇六年にも財政再建団体に転落しかねない。

財政危機の原因は、長引く不況と震災の復旧・復興経費だ。市税収入が九八年度から想定外に急減し、「二百三十億円あれば大丈夫」(市幹部)なのが、〇三年度予算では百九十八億円に。

一方、震災関連の事業経費は〇二年度まででも総額二千億円になった。国が復興事業での起債を大幅に認めため、山手幹線建設では市負担の95%が起債。震災関連の借金は計八百億円に達し、〇四 〇五年度に返済がピークを迎える。

[神戸新聞記事「震災復興 芦屋の8年半 北村前市長語る」『復興あしたへ』(2003/7/16),p.-]

>

[引用] (神戸市の2002年度予算)

財源対策では、将来の借金返済に備える公債基金からの借り入れが100億円、土地売却が85億円、新都市整備事業会計からの支援が18億円。基金はすでに全額を取り崩しており、公債からの借り入れという「禁じ手」でしのいだ。「財政再生緊急宣言」を発表し、全職員の給与カットを含めた新たな歳出削減策に踏み込んだ。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.178]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

04) 95年12月神戸市行財政改善緊急3ヶ年計画が発表され、行財政改善への取り組みが進められることとなった。

【参考文献】

[参考] 神戸市行財政改善緊急3ヶ年計画(1995.12)の概要については[「潮流」『都市政策 no.83』(財)神戸都市問題研究所(1996/4),p.107-109]などを参照。

>

[引用] 市は昨年末、市会総務財政委員会に、事業見直しのほか、六局を廃止し、百ポストを削減する行財政改善緊急三カ年計画を報告した。その席でも議員と市当局の間で、厳しいやり取りがあった。

「震災で人手はますます必要なはずだ。希望退職や削減は逆行ではないか」

「身を切るような努力をしなければ、国の理解と財政支援は得られない」

市の職員定数は一万九千八百九十四人。外郭団体を含め二万六千六百九十六人に上る。市は、削減の目標を「三年で五百人。負担軽減は約五十億円」と発表、希望退職募集も始まった。

市の試算では、復興に伴う十年間の財源不足は六千八百億円。しかも人件、物件費の伸びをゼロと見積もってである。

「うち三千億は、やりくりでなんとかしたい。残りは、支援をお願いしたい」。市は自治省などに対し、こう説明してきた。だが、支援はまだ一部にすぎない。「危機は目前」とも財政当局はいう。

国の監督下に置かれる赤字再建団体転落の危険ラインは、基準財政規模の二割に当たる約七百億円の赤字。試算では、行革最終年の九八年度の財源不足は二千五百億円。資産売却、基金取り崩しなどを行うにしても、転落すれば、国基準を越す独自施策はできない。

[神戸新聞朝刊「復興へ 第7部(11)震災の打撃にリストラ追い打ち/被災者に消えぬ「なせ」」(1996/1/8),p.-]

>

[引用] 行財政改善3ヶ年計画については、概ね計画どおりの内容が達成できたと考えており、併せて計画外の項目についても積極的に取り組んだ。この結果、3ヶ年の財政効果として1,200億円を生み出すことができ、震災直後の財政面の危機を乗り越える上で大きな効果があった。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.501]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

05) 被災直後の不透明な状況下で、中長期の財政見通しや運営方針の検討に苦慮することとなった。

【参考文献】

【引用】(震災後の財政収支見通しと財政運営方針)

兵庫県経済の震災の影響と回復をどのように見込むかが一番の問題であった。次いで、災害復旧事業については特別の財政新措置により県財政の実質的負担は圧縮されたが、策定中の復興計画に基づく復興事業の所要額と県負担額をどう見るか、特別の財源措置を期待できるかが大きな問題であった。更に、広い県下の被災地以外の十一市六十町でこれまで推進してきた事業はどうするのか、例えば道路整備など計画中とでストップしてしまうのか、事業費をどう財政見通しに織り込むのかということも悩ましい問題であった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.69]

>

【引用】経済への影響は国の財政中期展望とさくら総合研究所が算出した震災影響シミュレーションを用いて、阪神・淡路大震災が発生しなかった場合と発生後の財政収支を算出することにより、財政運営に及ぼす震災影響額を試算することとした。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.69]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

06) 復興事業に絡んで収賄事件が発生した。

【参考文献】

【引用】2001年1月19日、建設省(当時)のキャリア組から震災復興事業担当として派遣された富田邦裕助役が震災復興土地区画整理事業にからんだ収賄容疑で逮捕された。[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.535]

>

【参考】芦屋市助役収賄事件については、[『事件調査部会報告書』芦屋市収賄容疑事件対策会議(2001/5),p.-][『芦屋市収賄事件対策会議のまとめ』芦屋市収賄事件対策会議(2002/6),p.-]に市の報告がまとめられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

【05】自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

07) 被災自治体は、震災前に積み立てた基金を取り崩すことで、何とか財源を捻出することができた。

【参考文献】

[引用] 財源対策としては、市が抱える資産の売却、例えば舞子ゴルフ場の売却などを進めましたが、その中心は基金の取り崩しでした。…(中略)…長年にわたり積み立ててきた基金を震災のために、そのすべてを取り崩さざるを得なくなりました。その基金は一般会計で1,220億円ありましたが、これを平成12年度までにすべて取り崩しています。今思えば、この基金があったからこそ、震災復興に必要な財源が捻出できたわけで、もしこれがなければ、すでに神戸市は資金ショートを起こして財政再建団体になっていたかもしれません。[金芳外城雄『復興10年 神戸の闘い』日本経済新聞社(2004/12),p.196-197]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-02. 産業・都市の再生

[05] 自治体財政

【教訓情報】

03. 自治体財政の逼迫に伴って、行財政改善への取り組みが不可欠となった。

【教訓情報詳述】

08) 兵庫県下被災市町の2003年度決算見込みでは、復旧・復興関連費用は減少しているものの、公債費が過去最高にまで増加している。

【参考文献】

[引用] 兵庫県は2004年10月、県内市町の2003年度の決算見込み(普通会計)をまとめた。…(中略)…被災10市10町では、復旧・復興関連費用の、歳出全体に占める割合は8.3%と過去最小になった。一方、2004年度にピークを迎える震災関連地方債の償還などの公債費は、3,200億円で過去最高となり、原則として20%が限度の「起債制限比率」も被災地平均で19.3%(県平均15.8%)にまで上昇している。[『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.482]